

韓国知的財産ニュース 2022年4月後期

(No. 461)

発行年月日：2022年5月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4月16日から30日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行令の一部改正令（大統領令第32590号）
- 1-2 実用新案法施行令の一部改正令（大統領令第32591号）
- 1-3 特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第456号）
- 1-4 実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第457号）
- 1-5 デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第458号）
- 1-6 商標法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第459号）
- 1-7 特許権等の登録令施行規則の一部改正令
（産業通商資源部令第460号）
- 1-8 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の
立法予告（特許庁公告第2022-141号）
- 1-9 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告
（特許庁公告第2022-145号）
- 1-10 実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告
（特許庁公告第2022-146号）
- 1-11 データの取引秩序を確立するための改正不正競争防止法が施行される
- 1-12 4月20日から変わる知的財産権の権利回復

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、2022 キャンパス特許ユニバーシアードを開催
- 2-2 韓国特許審判院、第17回特許・商標判例研究論文公募展を開催
- 2-3 韓国特許庁、「美しい店」と共に「やさしいアイデアコンテスト」を開催
- 2-4 韓国特許庁、知的財産（IP）金融の活性化に向けて発明の評価機関の
指定を拡大

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 「最推しアイドル」、もはやメタバースで会えます

その他一般

- 5-1 衣類ケア家電分野の特許出願、韓国が世界1位

法律、制度関連

1-1 特許法施行令の一部改正令（大統領令第32590号）

電子官報（2022.4.19.）

国務会議の審議を経た特許法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2022年4月19日

国務総理 キム・ブギョム

国務委員及び産業通商資源部長官（特許庁所管） ムン・スンウク

大統領令第32590号

特許法施行令の一部改正令

特許法施行令の一部を次のように改正する。

第2条第2項にただし書を次のように新設する。

ただし、国内に所在地がある国内寄託機関又は国際寄託機関に当該微生物を寄託した場合は、微生物の寄託事実を証明する書類を添付しないことができる。

第7条の2第1項第1号ヨ目中「責めに帰することができない」を「正当な」に改める。

第9条第1項第2号中「グリーン技術[温室効果ガス削減技術、エネルギー利用効率化技術、クリーン生産技術、クリーンエネルギー技術、資源循環及びエコ技術（関連融合技術を含む）等、社会・経済活動の全過程にわたってエネルギーと資源を節約し、効率的に使用して温室効果ガス及び汚染物質の排出を最少化する技術のことをいう]」を「『気候危機への

対応に向けたカーボンニュートラル・グリーン成長基本法』によるグリーン技術」とする。

附 則

この令は、2022年4月20日から施行する。

改正理由及び主要内容

特許出願人・特許権者の権利救済を拡大するために、特許出願及び特許権の回復要件を「特許出願人の責めに帰することができない理由」から「正当な理由」に変更する等の内容に「特許法」が改正（法律第18505号、2021.10.19.公布、2022.4.20.施行）されたことを受け、特許出願及び特許権の回復要件関連規定を整備する一方、微生物関連発明の出願手続き等を簡素化するために、国内に所在地がある寄託機関に微生物を寄託した場合は、微生物寄託事実証明書類を添付しなくても出願できるようにしようとするものである。

<法制処提供>

1-2 実用新案法施行令の一部改正令（大統領令第32591号）

電子官報（2022.4.19.）

国務会議の審議を経た実用新案法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2022年4月19日

国務総理 キム・ブギョム

国務委員及び産業通商資源部長官（特許庁所管） ムン・スンウク

大統領令第32591号

実用新案法施行令の一部改正令

実用新案法施行令の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第1号ヨ目中「責めに帰することができない」を「正当な」に改める。

附 則

第1条（施行日）この令は、2022年4月20日から施行する。

第2条（実用新案登録出願の回復に関する適用例）第6条の2第1項第1号ヨ目の改正規定は、この令の施行前に実用新案登録出願人が正当な理由で法第15条によって準用される「特許法」第67条の3第1項各号のいずれかに該当する期間を守ることができず、実用新案登録出願が取り下げられたか、実用新案登録拒絶決定が確定されたと認められた場合として、その理由が消滅した日から2ヶ月が経っていない場合にも適用する。

改正理由及び主要内容

「実用新案法」で準用している「特許法」が特許出願及び特許権の回復要件を「特許出願人の責めに帰することができない理由」から「正当な理由」に変更する等の内容に改正（法律第18505号、2021.10.19.公布、2022.4.20.施行）されたことを受け、実用新案登録出願及び実用新案権の回復要件関連規定を整備し、出願人等の権利保護を強化しようとするものである。

<法制処提供>

1－3 特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第456号）

電子官報（2022.4.19.）

産業通商資源部令第456号

特許法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022年4月19日

産業通商資源部長官

特許法施行規則の一部改正令

特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第11条第1項に第5号の3及び第5号の4をそれぞれ次のように新設し、同項第19号中「ただし書」を「各号のいずれか」に改める。

5の3. 法第52条の2第1項により分離出願をしようとする場合として、特許願書に最初に添付した明細書に請求範囲を書いていないか、明細書及び図面（説明部分のみ該当す

る)を国語でない言語で書いた場合

5の4. 法第52条の2第2項に基づく分離出願を基礎として新しい分割出願、分離出願又は変更出願をする場合

第23条を次のように改める。

第23条(微生物の分譲手続き) 令第4条第1項により微生物の分譲を受けようとする者は、別紙第19号書式の証明申請書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きを踏むときは、その代理権を証明する書類1通を添付しなければならない。

第29条の2を次のように新設する。

第29条の2(分離出願) ①法第52条の2第1項により分離出願をしようとする者は、別紙第14号書式の特許願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 明細書・要約書及び図面各1通
2. 代理人によって手続きを踏む場合は、その代理権を証明する書類1通
3. その他法令による証明書類1通

②第1項第1号の明細書は別紙第15号書式、要約書は別紙第16号書式、図面は別紙第17号書式に従う。

第38条第2項を次のように改める。

②第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は原出願の審査請求順位によって審査する。

1. 審査請求された特許出願を法第52条により分割出願し審査請求した場合
2. 審査請求された特許出願を法第52条の2により分離出願し審査請求した場合
3. 審査請求された実用新案登録出願を法第53条により特許出願に変更出願し審査請求した場合

第40条の2第1項各号以外の部分ただし書中「次の各号のいずれか」を「次の各号」とし、同項第1号中「分割出願」を「分割出願、分離出願」に改める。

第40条の3第3項各号以外の部分ただし書中「次の各号のいずれか」を「次の各号」とし、同項第1号中「分割出願」を「分割出願、分離出願」に改める。

第55条の2第1項各号以外の部分中「提出せねば」を「提出しなければ」とし、同項第1号中「責めに帰することができない」を「正当な」に改める。

第88条の2第2項を第3項に改め、同条に第2項を次のように新設し、同条第3項(従前の第2項)中「第1項」を「第1項及び第2項」に改める。

②第1項により証拠書類を提出しようとする者は、別紙第35号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 証拠書類1通
2. 代理人によって手続きを踏む場合は、その代理権を証明する書類1通

別紙第3号書式裏側の記載要領第5号へ目の表部分にD28を次のように新設する。

D28. 指定商品追加登録出願の商標登録出願への変更出願

別紙第4号書式表側のその他事項欄を次のように改める。

【その他事項】 転入届に伴う特許顧客番号の住所情報及び登録名義人の住所表示自動変更申請

公報に提出人の住所が一部（市・郡・区まで）のみ掲載されるよう申請
別紙第4号書式裏側の記載要領以外の部分第1号二目をホ目とし、同号に二目を次のように新設する。

ニ. 提出人が自然人の場合は、この書式で公報の住所を一部（市・郡・区まで）のみ掲載されるよう申請することができます（関連規定：「特許法施行令」第19条、「実用新案法施行令」第7条、「デザイン保護法施行令」第10条及び「商標法施行令」第14条・第19条）。

別紙第4号書式裏側の記載要領第4号見出し以外の部分をイ目とし、同号にロ目を次のように新設する。

ロ. 提出人が自然人の場合は、特許顧客番号付与申請とともに公報の国内住所を一部（市・郡・区まで）のみ掲載されるよう申請することができます。この場合、次の例のようにに表示（例：）します。

[例] 【その他事項】 公報に提出人の住所が一部（市・郡・区まで）のみ掲載されるよう申請

別紙第7号書式裏側の記載要領以外の部分第1号表の書類（見本、物件、証拠物件）の関連規定欄中「第63条第3項」を「第63条第2項第3号」に改める。

別紙第10号書式裏側の記載要領以外の部分第1号中期間経過の救済欄を次のように改める。

期間経過の救済	本人が正当な理由で法定期間又は指定期間を順守することができなかった者がその期間経過の救済を申請する場合	「特許法」第16条第2項・第67条の3、 「実用新案法」第3条、 「デザイン保護法」第18条第2項、 「商標法」第18条第2項
	本人の責めに帰することができない理由で法定期間又は指定期間を順守することができなかった者がその期間経過の救済を申請する場合	「特許法」第17条、 「実用新案法」第3条、 「デザイン保護法」第19条、 「商標法」第19条

別紙第10号書式裏側の記載要領第5号二目2)を次のように改める。

2) 【期間経過の理由】及び【経過理由の消滅日付】欄には本人の責めに帰することができない経過理由又は正当な経過理由及びその理由が消滅した日付（年・月・日）をそれぞれ書き、経過理由を証明できる書類を添付します。

別紙第12号書式裏側の記載要領第5号イ目[例1]から[例3]まで以外の部分中「【取下げ（放

棄) 対象]] を「【取下げ (放棄) 対象】、【取下げ (放棄) 理由】」に、「(出願、国際特許 (国際実用新案登録) 出願、異議申立て、早期公開申請、優先審査申請、審査猶予申請、デザイン登録出願公開申請)」を「[出願、国際特許 (国際実用新案登録) 出願、異議申立て、早期公開申請、優先審査申請、審査猶予申請、デザイン登録出願公開申請]、理由」に改め、同目に[例4]を次のように新設する。

[例4] 【取下げ (放棄) 内容】

【取下げ (放棄) 対象】 出願の取り下げ

【取下げ (放棄) 理由】 事業計画の変更等により権利獲得が不要 拒絶利用の受け入れ
 その他

【受付番号】 1-1-2014-1234567-12

別紙第13号書式裏側の記載要領第6号イ目[例]以外の部分にただし書を次のように新設する。

ただし、【アクセスコード】欄を記載した場合は、添付を省略することができます。

別紙第14号書式表側の出願区分中「分割出願」を「分割出願分離出願」に、同側のその他事項中「臨時明細書 (請求範囲提出猶予)」を「臨時明細書」に改め、同書式裏側の記載要領以外の部分第1号表の分割出願欄の次に分離出願欄を次のように新設する。

分離出願	審判請求が棄却された場合、先に行った特許出願を基礎として拒絶決定されていない請求項を分離し、特許出願をする場合	「特許法」第52条の2
------	---	-------------

別紙第14号書式裏側の記載要領第8号イ目中「分割出願」をそれぞれ「分割出願、分離出願」とし、同記載要領第10号イ目表の臨時明細書 (請求範囲提出猶予) 欄を次のように改める。

臨時明細書	「特許法施行規則」第21条第2項から第4項までの記載方法に従っていない明細書を提出する場合 (この場合、明細書に請求範囲を書いていないものとみなす)	「特許法施行規則」第21条第5項及び第6項
-------	--	-----------------------

別紙第14号書式裏側の記載要領第10号ニ目を次のように改め、同号リ目の見出し及び臨時明細書提出時の注意事項以外の部分中「臨時明細書 (請求範囲提出猶予)」をそれぞれ「臨時明細書」に改める。

ニ. 微生物の寄託

微生物寄託事項のに表示した場合は、次の例のように【その他事項】欄の次の行に【微生物の寄託】、【寄託機関名】、【受託番号】及び【受託日付】欄をそれぞれ作って微生物の寄託情報を書き、【添付書類】欄に微生物の寄託事実を立証する書類名を書いた後、それを願書に添付します。ただし、国内に所在地がある国内寄託機関又は国際

寄託機関に当該微生物を寄託した場合は、微生物の寄託事実を証明する書類を添付しません。

明細書に微生物名を書く時は当該受託番号も一緒に書き、受託番号をまとめて別途で書きたい場合は、明細書に【受託番号】欄を作って当該受託番号を書くことができます。

〔例〕【その他事項】

【微生物の寄託】

【寄託機関名】 韓国生命工学研究院生物資源センター（KCTC）

【受託番号】 KCTC 0000P

【受託日付】 2022. 1. 1.

別紙第15号書式裏側の記載要領第3号イ目（1）中「韓国産業規格 KS X 1001」を「国際的な文字コード規約のユニコード（unicode）」とし、同号ロ目（4）中「横3mm×縦3mm（10ポイント）」を「横4mm×縦4mm（12ポイント）」とし、同号ハ目（2）中「韓国産業規格 KS X 1001」を「国際的な文字コード規約のユニコード（unicode）」に改める。

別紙第16号書式の記載要領第3号イ目中『電気通信基本法』第29条による標準（KSC5601, KS 2バイト完成型）文字に」を「国際的な文字コード規約のユニコード（unicode）」に改める。

別紙第19号書式裏側の記載要領以外の部分第1号表の微生物分譲資格証明欄中『特許法施行令』第4条第2項」を『特許法施行令』第4条」とし、同側の記載要領第5号イ目を次のように改める。

イ. 微生物分譲資格証明の場合、「特許法施行令」第4条第1項（「実用新案法施行令」第9条第1項）に該当する申請理由を書きます。

〔例1〕微生物に係る発明に対する特許出願が公開又は設定登録された場合（特許公開番号10-2021-1234567又は特許登録番号10-1234567）

〔例2〕法第63条第1項による意見書を作成するために必要な場合（特許出願番号10-2021-1234567）

別紙第19号書式裏側の記載要領第8号イ目を次のように改める。

イ. この書式に添付すべき書類は、記載要領第2号から第5号まで及び第7号を参照して提出します。

別紙第35号書式表側中「□書類原本」を「□書類原本□期間未順守の証拠」とし、同書式裏側の記載要領以外の部分第1号表の書類原本欄の次に期間未順守の証拠欄を次のように新設する。

期間未順守の証拠	条約規則による手続きを、その手続きに対して定められている期間以内に踏むことができなかったことを証明する証拠書類とその手続きをなるべく早く踏んだこ	「特許法施行規則」第88条の2及び「実用新案法施行規則」第17条
----------	--	----------------------------------

	とを証明する証拠書類を提出する場合	
--	-------------------	--

別紙第35号書式裏側の記載要領第10号イ目(3)から(6)までをそれぞれ(4)から(7)までとし、同目に(3)を次のように新設する。

(3) 証拠書類1通(期間未順守の証拠を提出する場合に限る)

別紙第43号書式記載要領第4号ロ目(1)中「『電気通信基本法』第29条による標準(KSC5601, KS 2バイト完成型)文字」を「国際的な文字コード規約のユニコード(unicode)」とし、同号ハ目(4)中「横3mm×縦3mm(10ポイント)」を「横4mm×縦4mm(12ポイント)」とし、同号ニ目(2)中「『電気通信基本法』第29条による標準(KSC5601, KS 2バイト完成型)文字」を「国際的な文字コード規約のユニコード(unicode)」に改める。

別紙第44号書式記載要領第3号ロ目中「『電気通信基本法』第29条による標準(KSC5601, KS 2バイト完成型)文字」を「国際的な文字コード規約のユニコード(unicode)」とし、同号ハ目(4)中「横3mm×縦3mm(10ポイント)」を「横4mm×縦4mm(12ポイント)」とし、同号ニ目(2)中「『電気通信基本法』第29条による標準(KSC5601, KS 2バイト完成型)文字」を「国際的な文字コード規約のユニコード(unicode)」に改める。

別紙第45号書式記載要領第3号ロ目(4)中「横3mm×縦3mm(10ポイント)」を「横4mm×縦4mm(12ポイント)」とし、同号ハ目(2)中「『電気通信基本法』第29条による標準(KSC5601, KS 2バイト完成型)文字」を「国際的な文字コード規約のユニコード(unicode)」に改める。

別紙第53号書式記載要領第3号イ目(1)中「『電気通信基本法』第29条による標準(KSC5601, KS 2バイト完成型)文字」を「国際的な文字コード規約のユニコード(unicode)」とし、同号ロ目(4)中「横3mm×縦3mm(10ポイント)」を「横4mm×縦4mm(12ポイント)」とし、同号ハ目(2)中「『電気通信基本法』第29条による標準(KSC5601, KS 2バイト完成型)文字」を「国際的な文字コード規約のユニコード(unicode)」に改める。

別紙第55号書式記載要領第3号(イ)中「『電気通信基本法』第29条による標準(KSC5601, KS 2バイト完成型)文字」を「国際的な文字コード規約のユニコード(unicode)」に改める。

附 則

この規則は、2022年4月20日から施行する。

改正理由及び主要内容

特許出願及び特許権者の権利救済を拡大するために、特許出願及び特許権の回復要件を「特許出願人の責めに帰することができない理由」から「正当な理由」に変更し、特許拒

絶決定を受けた者が請求した拒絶決定不服審判が棄却された後も拒絶決定に含まれていない請求項を分離して出願できる分離出願制度を導入する等の内容に「特許法」が改正（法律第18505号、2021.10.19.公布、2022.4.20.施行）されたことを受け、特許出願・特許権の回復要件及び分離出願制度の関連規定を整備し、微生物関連発明の出願手続き等を簡素化するために関連書式を整備しようとするものである。

<産業通商資源部提供>

1-4 実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第457号）

電子官報（2022.4.19.）

産業通商資源部令第457号

実用新案法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022年4月19日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則の一部改正令

実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条（微生物の分譲手続き）令第9条第1項で準用する「特許法施行令」第4条第1項により微生物の分譲を受けようとする者は、微生物分譲資格の証明申請書（「特許法施行規則」別紙第19号書式の証明申請書を準用する）を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続きを踏むときは、その代理権を証明する書類1通を添付しなければならない。

第9条第2項を次のように改める。

②第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は原出願の審査請求順位によって審査する。

1. 審査請求された実用新案登録出願を法第11条で準用する「特許法」第52条により分割出願し審査請求した場合
2. 審査請求された実用新案登録出願を法第11条で準用する「特許法」第52条の2により分離出願し審査請求した場合
3. 審査請求された特許出願を法第10条により実用新案登録出願に変更出願し審査請求した場合

第10条の2第1項各号以外の部分ただし書中「次の各号のいずれか」を「次の各号」とし、

同項第1号中「分割出願」を「分割出願、分離出願」に改める。

第10条の3第3項各号以外の部分ただし書中「次の各号のいずれか」を「次の各号」とし、同項第1号中「分割出願」を「分割出願、分離出願」に改める。

第17条第1項前段中「第29条」を「第29条、第29条の2」に改める。

別紙第1号書式表側の出願区分中「分割出願」を「分割出願分離出願」に、同側のその他事項中「臨時明細書（請求範囲提出猶予）」を「臨時明細書」に改め、同書式裏側の記載要領以外の部分第1号表の分割出願欄の次に分離出願欄を次のように新設する。

分離出願	審判請求が棄却された場合、先に行った実用新案登録出願を基礎として拒絶決定されていない請求項を分離し、実用新案登録出願をする場合	「実用新案法」第11条、 「実用新案法施行規則」第17条
------	---	---------------------------------

別紙第1号書式裏側の記載要領第8号イ目中「分割出願」をそれぞれ「分割出願、分離出願」とし、同記載要領第10号イ目表の臨時明細書（請求範囲提出猶予）欄を次のように改める。

臨時明細書	「実用新案法施行規則」第3条第2項から第4項までの記載方法に従っていない考案の説明を書いた明細書を提出する場合（この場合、明細書に請求範囲を書いていないものとみなす）	「実用新案法施行規則」第3条第5項及び第6項
-------	---	------------------------

別紙第1号書式裏側の記載要領第10号ニ目を次のように改め、同号リ目の見出し及び臨時明細書提出時の注意事項以外の部分中「臨時明細書（請求範囲提出猶予）」をそれぞれ「臨時明細書」に改める。

二. 微生物の寄託

微生物寄託事項のに表示した場合は、次の例のように【その他事項】欄の次の行に【微生物の寄託】、【寄託機関名】、【受託番号】及び【受託日付】欄をそれぞれ作って微生物の寄託情報を書き、【添付書類】欄に微生物の寄託事実を立証する書類名を書いた後、それを願書に添付します。ただし、国内に所在地がある国内寄託機関又は国際寄託機関に当該微生物を寄託した場合は、微生物の寄託事実を証明する書類を添付しません。

明細書に微生物名を書く時は当該受託番号も一緒に書き、受託番号をまとめて別途で書きたい場合は、明細書に【受託番号】欄を作って当該受託番号を書くことができます。

[例] 【その他事項】

【微生物の寄託】

【寄託機関名】 韓国生命工学研究院生物資源センター（KCTC）

【受託番号】 KCTC 0000P

【受託日付】 2022. 1. 1.

附 則

この規則は、2022年4月20日から施行する。

改正理由及び主要内容

実用新案法で準用している「特許法」が、特許拒絶決定を受けた者が請求した拒絶決定不服審判が棄却された後も拒絶決定に含まれていない請求項を分離して出願できる分離出願制度を導入し、出願人の特許を受けられる機会を拡大する等の内容に改正（法律第18505号、2021. 10. 19. 公布、2022. 4. 20. 施行）されたことを受け、分離出願制度の関連規定を整備し、微生物関連考案の出願手続きを簡素化するために関連書式を整備しようとするものである。

<産業通商資源部提供>

1-5 デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第458号）

電子官報（2022. 4. 19.）

産業通商資源部令第458号

デザイン保護法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022年4月19日

産業通商資源部長官

デザイン保護法施行規則の一部改正令

デザイン保護法施行規則の一部を次のように改正する。

第64条第1項第1号中「責めに帰することができない」を「正当な」に改める。

附 則

この規則は、2022年4月20日から施行する。

改正理由及び主要内容

デザイン登録出願人・デザイン権者の権利救済を拡大するために、登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願及びデザイン権の回復要件を「デザイン登録出願人の責めに帰することができない理由」から「正当な理由」に変更する等の内容に「デザイン保護法」が改正（法律第 18500 号、2021. 10. 19. 公布、2022. 4. 20. 施行）されたことを受け、デザイン登録出願及びデザイン権の回復要件関連規定を整備しようとするものである。

<産業通商資源部提供>

1-6 商標法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 459 号）

電子官報（2022. 4. 19.）

産業通商資源部令第 459 号

商標法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022 年 4 月 19 日

産業通商資源部長官

商標法施行規則の一部改正令

商標法施行規則の一部を次のように改正する。

第13条の見出し「(行政情報の共同利用による確認等)」を「(証明書類の提出)」とし、同条第1項各号を次のように改める。

1. 国籍証明書（外国人の場合のみ該当する）又はその他の当事者を確認できる書類
2. 印鑑証明書（提出日基準6ヶ月以内に発給されたものでなければならず、外国人の場合はこれに準ずる証明書のことをいう）
3. 署名に対する公証書等、署名に対する権限を証明できる書類（外国人の場合は本人が署名をしたという本国の官公署の証明書面を含む）

第13条第2項を次のように改める。

②第1項にかかわらず、特許庁長、特許審判院長、審判長は、商標に関する手続きを踏む者の住民登録表謄本・抄本、法人の登記事項証明書（法人の場合のみ該当する）等、「電子政府法施行令」第43条による共同利用対象行政情報に該当する書類に対しては「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて確認しなければならない。ただし、これを通じて確認できないか、次の各号のいずれかに該当する場合はその書類を提出させることができる。

1. 商標に関する手続きを踏む者が「電子政府法施行令」第43条による共同利用対象行政情報に該当する書類（法人の登記事項証明書は除く）の確認に同意しない場合
2. 商標に関する手続きを踏む者が法人の登記事項証明書の確認に必要な情報を提供しない場合

第13条第4項中「第1項又は第2項」を「第1項から第3項までの規定」に改める。

第28条第5項第2号を次のように改める。

2. 次の各目の事項が含まれている指定商品の説明書
 - イ. 指定商品の名称
 - ロ. 指定商品の特性及び取引実情
 - ハ. 指定商品の使用実態
- ニ. その他指定商品の説明に必要な資料

第54条各号以外の部分中「提出せねば」を「提出しなければ」とし、同条第1号中「責めに帰することができない」を「正当な」に、「支払うことなかったか」を「支払わなかったか」に、「することなかったこと」を「しなかったこと」に改める。

第60条第1項各号以外の部分中「書類又は物件」を「物件」に、「提出せねば」を「提出しなければ」に改め、同項第3号を削除する。

第60条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設する。

- ②法第117条から第120条までの規定による審判を請求しようとする者は、審判請求書の特許審判院長に提出しなければならない。

第60条第3項（従前の第2項）各号以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する商標権に対して権利範囲確認審判を請求する場合は」を「法第121条による審判を請求しようとする者は、審判請求書に」に、「提出せねば」を「提出しなければ」に改め、同項各号以外の部分に後段を次のように新設し、同項（従前の第2項）第3号を削除する。

- このとき、令第2条第3号に該当する標章を含む商標権の場合は、次の各号のいずれかに該当するものを添付しなければならない。

第60条に第4項を次のように新設する。

- ④代理人によって手続きを踏む場合は、第1項から第3項までの規定による審判請求書にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第86条第2号を次のように改める。

2. 国際事務局がマドリッド議定書第3条の3による領域拡張（以下「領域拡張」という。）の通知をした日から3ヶ月

第87条の2第2項第2号を次のように改める。

2. 国際事務局が領域拡張の通知をした日から3ヶ月

第89条ただし書以外の部分中「提出せねば」を「提出しなければ」に改め、ただし書を削除する。

第90条中「法第180条第2項本文による国際登録日（大韓民国を事後指定した場合は、同項

ただし書による事後指定日)」を「国際事務局が領域拡張の通知をした日」に改める。
第91条第1項中「マドリッド議定書第3条の3による領域拡張（以下「領域拡張」という。）」
を「領域拡張」に改める。

別紙第8号書式中「a trademark」を「the trademark」に改める。

別紙第9号書式及び別紙第10号書式中「a collective」をそれぞれ「the collective」に
改める。

別紙第11号書式及び別紙第12号書式中「a certification」をそれぞれ「the certification」
に改める。

別紙第13号書式中「a business」を「the business」に改める。

別紙第14号書式中「a trademark」を「the trademark」に改める。

別紙第15号書式及び別紙第16号書式中「a collective」をそれぞれ「the collective」に
改める。

別紙第17号書式及び別紙第18号書式中「a certification」をそれぞれ「the certification」
に改める。

別紙第19号書式中「a business」を「the business」に改める。

別紙第21号書式中「a trademark」を「the trademark」に改める。

別紙第22号書式及び別紙第23号書式中「a collective」をそれぞれ「the collective」に
改める。

別紙第24号書式及び別紙第25号書式中「a certification」をそれぞれ「the certification」
に改める。

別紙第26号書式中「a business」を「the business」に改める。

別紙第27号書式中「a trademark」を「the trademark」に改める。

別紙第28号書式及び別紙第29号書式中「a collective」をそれぞれ「the collective」に
改める。

別紙第30号書式及び別紙第31号書式中「a certification」をそれぞれ「the certification」
に改める。

別紙第32号書式中「a business」を「the business」に改める。

別紙第33号書式第1頁の申請人の提出書類欄、担当公務員の確認事項欄及び行政情報共同
利用の同意書類欄をそれぞれ次のように改める。

申請人の提出書類	委任状1部（代理人が申請する場合） 印鑑証明書又は本人署名事実確認書1部（特許顧客番号がない 場合）
担当公務員の確認事項	1. 法人の登記事項証明書（法人の場合のみ該当します） 1. <input type="checkbox"/> 住民登録表謄本・抄本 <input type="checkbox"/> 事業者登録証明 <input type="checkbox"/> 外国人登録 事実証明

行政情報共同利用の同意書

本人はこの件の業務処理につき、担当公務員が「電子政府法」第36条第1項よる行政情報の共同利用を通じて以上の担当公務員の確認事項中第2号を確認することに同意します。

* 同意しない場合は申請人が直接関連書類を提出する必要があります。

住民登録番号

事業者登録番号

外国人登録番号

申請人

(署名又は印)

別紙第34号書式及び別紙第36号書式から別紙第38号書式までをそれぞれ別紙のように改める。

附 則

第1条（施行日） この規則は、2022年4月20日から施行する。

第2条（団体標章若しくは証明標章に対する定款又は規約の提出期間に関する適用例） 第86条第2号の改正規定は、この規則の施行後に国際事務局がマドリッド議定書第3条の3による領域拡張の通知をした国際商標登録出願から適用する。

第3条（音・匂い商標のファイル又は見本の提出等に関する適用例） 第87条の2第2項第2号の改正規定は、この規則の施行後に国際事務局がマドリッド議定書第3条の3による領域拡張の通知をした国際商標登録出願から適用する。

第4条（出願時の特例に対する書類の提出期間に関する適用例） 第90条の改正規定は、この規則の施行後に国際事務局がマドリッド議定書第3条の3による領域拡張の通知をした国際商標登録出願から適用する。

改正理由及び主要内容

商標出願人・商標権者の権利救済を拡大するために、商標登録出願及び商標権の回復要件を「商標出願人の責めに帰することができない理由」から「正当な理由」に変更する等の内容に「商標法」が改正（法律第18502号、2021.10.19.公布、2022.4.20.施行）されたことを受け、商標登録出願及び商標権の回復要件関連規定を整備し、商標登録出願の手続きを踏む場合、出願人が提出できる指定商品の説明書に指定商品の名称、指定商品の特性等の具体的な記載事項を含めることができるようにして出願人の便宜を図る一方、国際商標登録出願による定款等の提出期間を「国際登録日から3ヶ月」から「マドリッド議定書により国際事務局が領域拡張の通知をした日から3ヶ月」に合理的に調整する等、現行

制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

1-7 特許権等の登録令施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第460号）

電子官報（2022.4.19.）

産業通商資源部令第460号

特許権等の登録令施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022年4月19日

産業通商資源部長官

特許権等の登録令施行規則の一部改正令

特許権等の登録令施行規則の一部を次のように改正する。

別紙第18号書式裏側の記載要領第10号イ目（4）中「1通」を「又は本人署名事実確認書1通」に改める。

別紙第21号書式表側の対象権利欄から権利の表示欄まで以外の欄を次のようにし、同書式裏側の記載要領第9号イ目中「申請し、」を「申請し、記名後署名又は」に改める。

以上のように特許庁長に提出します。

登録権利者	（代理人）	（署名又は印）
登録権利者	（代理人）	（署名又は印）
（代位申請人）	（代理人）	（署名又は印）

別紙第23号書式裏側の記載要領第10号ハ目（2）[例]中「明記した」を「書いた」に改める。

別紙第25号書式表側の回復申請の原因欄及び同書式裏側の記載要領第10号イ目中「責めに帰することができない」をそれぞれ「正当な」とし、同記載要領第13号ロ目（2）[例]中「明記された」を「書いた」とし、同記載要領第13号ニ目中「責めに帰することができない」を「正当な」に改める。

別紙第26号書式裏側の記載要領第7号ロ目（2）中「明記して」を「明確に書いて」とし、同目（2）[例]中「明記した」を「書いた」に改める。

附 則

この規則は、2022年4月20日から施行する。

改正理由及び主要内容

特許出願人・特許権者の権利救済を拡大するために、特許出願及び特許権の回復要件を「特許出願人の責めに帰することができない理由」から「正当な理由」に変更する等の内容に「特許法」が改正（法律第 18505 号、2021. 10. 19. 公布、2022. 4. 20. 施行）されたことを受け、特許出願及び特許権の回復要件関連規定と書式を整備する等、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

1－8 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の立法予告（特許庁公告第 2022-141 号）

電子官報（2022. 4. 21.）

特許庁公告第 2022-141 号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」を改正するに当たり、国民に予め知らせ意見を聞くために、改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条の規定に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 4 月 21 日

特許庁長

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

特許庁に評価対象組織として設置した融複合技術審査局、人工知能ビッグデータ審査課、モノのインターネット審査課の評価期間を 2022 年 6 月 30 日までから 2024 年 6 月 30 日までにそれぞれ 2 年延長し、総額人件費制度で運営している特許ビッグデータ担当官の存続期間を 2022 年 5 月 31 日までから 2022 年 12 月 31 日までに 7 か月延長し、特許庁の組織運営の効率性を高めるために総額人件費制度を活用して特許庁の 6 級定員 25 名を 5 級 25 名に調整する一方、特許庁の業務効率化のために特許ビッグデータ担当官の名称を特許分析課に変更し、庁長直属から特許審査企画局に所管を変更しようとするものである。

2. 意見提出

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案について意見がある機関、団体又は個人は、2022 年 4 月 28 日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、

次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：革新行政担当官）に提出してください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）
- ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

（郵便番号：35208）

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟

特許庁革新行政担当官

電話：042) 481-8617、Fax：042) 472-3504

電子メール：aza00@korea.kr

3. その他事項

改正案に対する詳細は特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) 「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」を参照するか、特許庁革新行政担当官室（電話 042-481-8617、Fax 042-472-3504）にお問い合わせください。

1-9 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2022-145 号）

電子官報（2022. 4. 26.）

特許庁公告第 2022-145 号

特許法施行規則を一部改正するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 4 月 26 日

特許庁長

特許法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

生命工学・医療分野の発明に欠かせない遺伝子配列リストの作成と提出に関する新しい国際標準と特許協力条約（PCT）規則が改正（2022. 7. 1. 施行予定）されたことを受け、国内規定に変更事項を反映する一方、臨時明細書の補正に関する書類提出の手続きを整備する等、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

2. 主要内容

イ. 遺伝子配列リストの国際標準の転換に対応する制度の基盤作り（案第 21 条の 4、第

54 条の 5、第 106 条の 12、第 106 条の 13、第 106 条の 38、別紙書式第 9 号、第 14 号、第 15 号、第 35 号、第 41 号、第 41 号の 2、第 43 号、第 51 号、第 51 号の 2、第 53 号、第 57 号)

遺伝子配列リストの提出につき、国際標準に従って作成された配列リストの電子ファイルを添付するようにすることで、バイオ関連発明の円滑な特許出願を可能にする。

ロ. 臨時明細書の全文補正前に提出された明細書等の補正書の差戻し (案第 11 条)

臨時明細書が全文補正される前に提出された明細書等の補正書は差戻しの対象であるが、関連規定が不十分で、これを差戻しの対象に追加することにより抜けていた手続きを補完する。

ハ. 専門審理委員の審判参加決定取消要件の具体化 (案第 65 条の 4)

審判に参加する専門審理委員の指定において、偽りやその他の不正な行為があったと認められる場合、審判手続きへの参加決定を当然取り消すことができるようにして審判手続きの公正性と透明性を確保する。

3. 意見提出

特許法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022 年 6 月 7 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長 (参照：特許制度課長) に提出してください。なお、一部改正令案全文の確認をご希望の方は、特許庁のウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令及び条約→立法予告) をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見 (賛否とその理由)

ロ. 姓名 (法人、団体の場合はその名称と代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

(〒35208)

特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟 1105 号

電話：(042) 481-8153、Fax：(042) 472-4743

電子郵便：dh0329.lee@korea.kr

1-10 実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告 (特許庁公告第 2022-146 号)

電子官報 (2022. 4. 26.)

特許庁公告第 2022-146 号

実用新案法施行規則を一部改正するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022年4月26日

特許庁長

実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

生命工学・医療分野の考案に欠かせない遺伝子配列リストの作成と提出に関する新しい国際標準と特許協力条約（PCT）規則が改正（2022.7.1.施行予定）されたことを受け、国内規定に変更事項を反映しようとするものである。

2. 主要内容

イ. 遺伝子配列リストの国際標準の転換に対応する制度の基盤作り（案第4条、第13条の5、別紙書式第1号）

遺伝子配列リストの提出につき、国際標準に従って作成された配列リストの電子ファイルを添付するようにすることで、バイオ関連発明の円滑な特許出願を可能にする。

3. 意見提出

実用新案法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022年6月7日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：特許制度課長）に提出してください。なお、一部改正令案全文の確認をご希望の方は、特許庁のウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令及び条約→立法予告）をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

（〒35208）

特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路189（屯山洞）政府大田庁舎4棟1105号

電話：(042) 481-8153、Fax：(042) 472-4743

電子郵便：dh0329.lee@korea.kr

1-11 データの取引秩序を確立するための改正不正競争防止法が施行される

韓国特許庁（2022.4.19.）

韓国特許庁、改正不正競争防止法に関するオンライン説明会を開催（4月20日）

・現在、データは金融資本と肩を並べる必須資本として浮上している。データ確保において競争力を持つ企業が人工知能、モノのインターネットなど第4次産業を先導しており、主要国はデータの確保を経済安全保障に直結する問題として認識し、自国環境に合わせて関連法制を整備している。

※（米）海外における米国企業のデータへのアクセスを保障するための「CLOUD Act」を制定（2018年）

（日）限定提供データの不正取得・使用・公開行為を不正競争行為として規定（2018年）

（中）中国内におけるデータの保護・検閲を強化するための「ネットワーク安全法」を施行（2017年）

韓国特許庁は、データを不正に取得・使用する行為を不正競争行為として規律する改正『不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律』（以下、「不正競争防止法」）が20日（水曜）から施行されることを明らかにした。

不正競争防止法改正は、韓国のデータ産業の発展と企業成長に向けた努力の一環として、企業が安心してデータの取引・流通できる環境を構築することを目的とする。

この度施行される改正不正競争防止法は、取引を目的として生成したデータを不正取得・使用する行為を不正競争行為の類型として新設したものである。

改正法により、データの不正取得・使用行為について、裁判所に不正競争行為の禁止・損害賠償などが請求できるようになり、韓国特許庁に行政調査を申請して是正勧告・公表などの救済措置も受けるようになる。

保護対象であるデータは次のように限定される。特定対象に提供することを目的として生成されたものであり、ID・パスワード設定によりアクセスを制限するなど電磁的に管理されなければならない、相当量蓄積されて経済価値を有し、秘密として管理されていない技術上・営業上の情報に関するものである。

「例示：保護対象となるデータ」

ウェブサイト運営する企業がサイトに加入した会員に限って経済的利益を目的として提供するデータは保護対象となることができる。しかし、誰もがアクセス・活用できるデータは、保護対象とならない。過度な規制は逆にデータ取引の活性化を妨害するからである。

一方、韓国特許庁は、国民の理解を深めるための積極行政の一環として改正法施行日に（20日）説明会を開き、改正不正競争防止法と密接に関連するデータ産業法及び産業デジタルトランスフォーメーション法についても議論する予定である。説明会は韓国特許庁のユーチューブチャンネル（www.youtube.com/kipoworld）を通じて誰でも視聴できる。

韓国特許庁長は、「改正不正競争防止法は、従来の知的財産制度では保護できなかったデータに対する新たな安全装置となる」とし、「今後改正法についての質疑応答（Q&A）集及びデータ取引標準契約書などを作成して配布するなど、改正法が安定的に定着するように努力する」と述べた。

1-12 4月20日から変わる知的財産権の権利回復

韓国特許庁（2022.4.20.）

通信障害により登録できなかった商標権、回復できるか？

- ・商標を出願したA氏は、最近困ったことがあった。登録決定された商標の登録料納付を納付期限当日にB法律事務所に依頼したが、予想外のインターネット通信障害により登録納付書が提出されなかったのである。納付期限が過ぎた数日後、納付書が提出されなくて商標が登録されなかったことが分かったB法律事務所は、直ちに韓国特許庁に納付書と事由書、証拠資料を提出した。

韓国特許庁は、特許法・商標法・デザイン保護法を改正し、知的財産権の権利回復要件を従来の「責任を負えない事由」から「正当な事由」に緩和して4月20日から施行することを明らかにした。

知的財産権の活用や管理方法が多様化し、顧客の目線に合わせた合理的な権利回復制度が必要となったことを踏まえ、積極行政の一貫として推進された。

上記の事例のように、本人でなく代理人に発生した事件であり、期間を過ぎて特許・実用新案・商標・デザイン権の出願・登録・審査・審判手続きが中断された場合、

過去には「責任を負えない事由」に該当しないため権利回復ができなかったが、これからは「正当な事由」に該当することができて一定の要件を満足する場合には権利回復ができるようになる。

韓国特許庁は、知的財産権の権利回復を希望する出願人、権利者、代理人など向けに「知的財産権の権利回復審査指針（ガイドライン）」をウェブサイトから配布する。

※韓国特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）→冊子／統計→刊行物→知的財産審査基準／マニュアル

指針（ガイドライン）は、弁理業界、知的財産学界の意見を収集して作成し、権利回復申請、権利回復期間及び要件審査、権利回復審査事例などについて紹介している。

「権利回復申請」では、出願人などが期間を過ぎた後、改めて手続きをしようとするときに提出する期間経過理由書の記載事項、作成方法について記載しており、

「権利回復審査事例」では、権利回復類型を（1）天災地変など、（2）人為的な過失、（3）その他事件の三つに分けて、具体的な事例を中心に説明している。

韓国特許庁の情報顧客支援局長は、「知的財産権の権利回復要件の緩和が実質的な権利回復に寄与することを期待し、これからも関連学界や弁理業界の意見、海外の最新動向などを指針（ガイドライン）に反映して持続的に現行化する計画である」と述べた。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、2022 キャンパス特許ユニバーシアードを開催

韓国特許庁（2022.4.18.）

サムスン電子、グーグル코리아等 30 の企業・研究機関がクラウドや未来モビリティ等の有望技術に対する事業化・研究開発戦略の問題を出題、韓国国内大学（院）生なら個人またはチームの資格で4月19日火曜日から誰でも参加できる

韓国特許庁と韓国国内企業および研究機関（以下「企業等」）が共にする「2022 キャンパス特許ユニバーシアード」（以下「大会」）が4月19日火曜日から大会の受け付けを開始する。

今年で15回目を迎える本大会は、企業等が保有している特許技術を活用して大学（院）生が事業化・研究開発（R&D）戦略を樹立する大会で、企業にとってなくてはならない知的財産人材を育成するために企画された。韓国国内の大学（院）生であれば、個人またはチーム（3人以内）の資格で誰でも参加できる。

今年は大統領賞と韓国水資源公社が新しく加わり、計 30 の企業等がクラウド、未来モビリティ、二次電池などの有望技術に関する 41 問（※）を出題した。

※クラウド基盤ノートパソコン（laptop）を活用した教育分野のビジネスモデル、未来モビリティ向け e コーナーモジュール（※※）システム、電気自動車市場に適した陽極材など

※※車両の各車輪内に駆動、制動、ステアリング、懸架システムを統合した技術

大統領賞の受賞者には賞金 1,500 万ウォン、国務総理賞の受賞者には賞金 1,200 万ウォンが授与される。また、大会受賞者には後援企業に対する就職優遇の特典も与えられる。最多受賞者を輩出した大学には韓国工科大学長協議会長賞（賞金 200 万ウォン）、最多応募大学には韓国発明振興会長賞（賞金 200 万ウォン）が授与される。上位受賞者 12 チームの指導教授には産業通商資源部長官賞等の褒賞と賞金 100 万ウォンが与えられる。

2021 年には計 1,747 チームが参加し、27 校 123 チームが受賞した。視覚人工知能を通じて人の動作を分析する技術を「ホームトレーニング（自宅での運動）」事業に結び付けたキム・ヘダム、キム・ジホ、キム・スンジョンチーム（漢陽大学エリカ）が大統領賞を受賞した。最多受賞大学賞と最大応募大学賞は漢陽大学エリカが受賞した。一方、2020 年の大会受賞者のうち卒業予定者の就職率は 74.6%と、一般工学系卒業生の就職率（67.7%）より高いことがわかった。また、2020 年の大統領賞受賞者ホ・ソンウク、イム・ジェギョン、ヤン・ヨンガンチーム（ソウル科学技術大学）は、屋外騒音低減という大会受賞アイデアをもって防音製品開発ソリューション企業を創業する成果を収めた。

特許庁の産業財産政策局長は「特許庁はこれからも産業界と協力して大学（院）生が知的財産能力を兼ね備えた人材に成長できるよう積極的に支援していきたい」と述べた。

参加申し込みおよび問題確認は大会のウェブサイト（www.kipa.org/cpu）からできる。受付日は 4 月 19 日火曜日から 6 月 9 日木曜日までであり、問い合わせは大会事務局（韓国発明振興会知識財産人材養成室、02-3459-2813）まで連絡すればいい。

特許・商標審判の質を高めるための優秀な論文を募集します！

韓国特許審判院は、知的財産に関する判例の研究を通じて多様な法理解釈文化を普及するための「第17回特許・商標判例研究論文公募展」を開催し、4月20日から8月31日まで申し込みを受ける。

特許・商標判例研究論文公募展は、2007年から毎年開催されており、これまで特許・商標審判の質の向上と制度改善に寄与してきた。

この度の公募展は指定課題と自由課題に分けられ、指定課題は(1)権利範囲確認審判におけるプロダクト・バイ・プロセス・クレーム解釈に関する判例(※)(2)地域的に限定されて使用された先使用商標が特定人の商標と認識される程度のものであるか否かに関する判例(※※)である。

※大法院 2021年1月28日言渡し 2020フ11059

※※大法院 2020年9月3日言渡し 2019フ11688

今年の指定課題については、(1)製造方法が記載された物の発明の権利範囲の解釈方法(2)地域的に限定されて使用された先使用商標が特定人の商標と認識される程度のものであるか否かについての判断方法などに関する研究があると予想される。

自由課題は指定課題の他に特許・実用新案・商標・デザインに関する判例であり、応募者の興味のある判例を自由に選択できる。

最優秀賞受賞者1名(チーム)には賞金200万ウォン、優秀賞受賞者2名(チーム)にはそれぞれ賞金100万ウォン、奨励賞3名(チーム)にはそれぞれ賞金50万ウォンが授与される。選定結果は11月30日に発表し、12月中に授賞式を開催する予定である。

韓国特許審判院長は「物の発明に記載された製造方法についての権利範囲の解釈や先使用商標の周知・著名な程度についての判断は、審理の正確性のためにも非常に重要であり、この公募展を通じて審判の質を高める様々な意見が収集できることを期待する」と述べた。

一方、知的財産に興味のある人なら誰でも参加でき、詳しい内容については韓国特許審判院審判政策課（042-481-5484、pandayoo@korea.kr）に問い合わせることができる。

2-3 韓国特許庁、「美しい店」と共に「やさしいアイデアコンテスト」を開催

韓国特許庁（2022.4.27.）

韓国特許庁は、「美しい店」と共に4月28日木曜日から5月27日金曜日まで「やさしいアイデアコンテスト」（以下「コンテスト」）を開催すると発表した。今回のコンテストは、「美しい店」に寄付される物のうち、損傷・汚染されたか、古くなって再販売が難しくなった古着をリサイクルして環境を保護するために行われる。

特許庁のアイデアプラットフォーム（www.idearo.kr、以下「アイデア路」）でコンテストが開催され、提示された古着の問題を解決するためのアイデアを持っている国民なら誰でも参加できる。参加を希望する人は、5月27日までに「アイデア路」を通じて課題を解決するアイデアを提案すればよい。

※詳細は韓国発明振興会（02-3459-2809、2728）に問い合わせるか、「アイデア路」で確認できる

国民が問題解決に向けたアイデアを提案すれば、書類評価、先行技術調査により本選進出者10人（チーム）を選定し、今年6月末に最終順位を決定する本選を進める。

受賞者10人（チーム）には、賞金とともに特許庁長賞（1人）、美しい店理事長賞（3人）、韓国発明振興会長賞（6人）が与えられ、受賞者のアイデアは「美しい店」と共に今回のコンテストの趣旨に合わせて、販売ではなく、寄付として提携を結ぶ予定である。また、受賞の他にも、最小限の基準をクリアしたアイデア提供者全員に、環境にやさしい物で構成されている「エコ実践キット」を提供する予定である。

特許庁は国民のアイデアを活用して企業と公共機関のさまざまな問題を解決するため、昨年3月に「アイデア路」を開設し運営している。今回のコンテストは、企業の問題点の解決からさらに一歩進み、社会・環境問題の解決まで国民のアイデアの活用を拡大するための積極行政の一環であり、「美しい店」は中央政府機関と協業した第一の事例である。

特許庁の産業財産政策局長は「全国民がアイデアだけでも社会に貢献できる道が開かれた」とし、「これから社会的企業や民間企業との協業を拡大していく計画だ」と述べた。

「美しい店」の常任理事は「特許庁と共に全国民の環境にやさしいアイデアを集められるきっかけができた」とし、「これを通じて、資源循環のアイデアが活発に話し合われることを願っている」と語った。

2-4 韓国特許庁、知的財産（IP）金融の活性化に向けて発明の評価機関の指定を拡大

韓国特許庁（2022. 4. 29.）

評価能力を備えた民間機関 5 社を 4 月 29 日に追加指定・告示

韓国特許庁は 4 月 29 日、国民銀行、農協銀行、ウリ銀行、YOU ME 特許法人、Joowon IP の 5 社を発明の評価機関として追加指定・告示すると明らかにした。発明の評価機関は、発明振興法により、知的財産（IP）の技術性、事業性などを評価して知的財産の経済的価値を算定する専門機関である。今回の追加指定により、計 23 の発明の評価機関（公共機関 9 か所、民間機関 14 か所）が知的財産の価値評価を行うことになる。

※（既存）20 の機関（公共 11、民間 9）→（2022. 4. 29～）23 の機関（公共 9、民間 14）

評価機関の評価結果は、主に保証機関の知的財産保証書発行、銀行の知的財産担保貸付、投資機関の知的財産への投資に活用されており、知的財産の取引・移転、知的財産の事業妥当性の分析などの事業化の過程でも多様に活用されている。

最近、知的財産（IP）金融市場の成長（※）によって知的財産の価値評価に対する需要が増加するに伴い、企業等の評価需要者を中心に優秀な評価能力を備えた評価機関の指定拡大の必要性が継続して提起されてきた。これを受け、特許庁は、発明の評価機関の指定申込の公告・受付、申込機関への立入調査、指定審議委員会を経て、国民銀行等の民間機関 5 社を発明の評価機関として追加で指定することになった。一方、指定取消を申し込んだ韓国産業技術振興院、韓国産業技術試験院の公共機関 2 か所に対しては、発明の評価機関の指定を取り消した。

※知的財産金融の残高規模（兆ウォン）：（2019 年）3.6→（2020 年）4.8→（2021 年）6.0

特許庁の産業財産政策局長は「知的財産（IP）の価値に基づく事業資金の調達手段である知的財産金融を活性化させるには、信頼性のある知的財産の価値評価サービスを提供するのが重要だ」とし、「これから民間機関を中心に発明の評価機関の指定を持続的に拡大し、評価の品質を高めるための管理体系を整えるなど、知的財産の価値評価インフラの構築に積極的に取り組みたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 「最推しアイドル」、もはやメタバースで会えます

韓国特許庁（2022. 4. 18.）

ホログラム、仮想現実ゲーム等芸能事務所のメタバース新事業参入が活発

- ・主要芸能事務所は自社の商標権を活用した事業の多角化に拍車をかけていることがわかった。芸能人関連商品市場（ファンダストリー（※））の躍進に支えられ、キャラクター基盤の化粧品・Tシャツ・シール・装飾（アクセサリ）などの商標出願が増加している中、芸能企画業だけでなく、ホログラム、ドローン、仮想現実ゲーム用ソフトウェア、SNSなどの多様な商品を含む出願が増えた。

※ファンダムを基盤とする産業という意味で、ファン(fan)とインダストリー(industry)の造語

韓国特許庁は4月17日、最近の韓流ブームの主役である芸能事務所の商標データを分析した結果、韓国国内の主要芸能事務所のメタバースなどの新事業分野の商標出願がここ10年間（2012～2021）年平均14%増加していると発表した。

芸能事務所	S社	J社	H社	
商標				
商品名	ホログラム等	ドローン等	仮想現実ゲーム用ソフトウェア等	SNS業等

韓国国内の主要芸能事務所の商標出願の動向を分析した結果は次のとおりである。まず、デジタル分野の出願動向を見てみると、先端技術とKポップを融合した融合型コンテンツの普及に伴い、仮想現実ソフトウェア、デジタル音源、仮想・拡張現実（VR・AR）およびドローンなどの商標出願がこの10年間（2012～2021）年平均3%増加し、ここ5年間（2017～2021）、前の5年間（2012～2016）に比べて2倍近く増加した。

※（2012～2016年）515件→（2017～2021年）934件

また、デジタル放送通信業および SNS 業関連商標出願は、2012 年から 2021 年まで年平均 25%と大幅に増加したが、ここ 5 年間（2017～2021）、前の 5 年間（2012～2016）に比べて 3 倍以上増加した。これは、メタバース・SNS などの仮想空間によるコンサート・ファンコミュニティの拡大を反映した業界の事業戦略と言える。

※（2012～2016 年）65 件→（2017～2021 年）240 件

※※メタバース仮想空間「ZEPETO」での「BLACKPINK」ファンサイン会に 4,600 万人のファンが集まった

最近 10 年間（2012～2021）、オンラインストア関連商標出願は年平均 48%増加しており、ここ 5 年間（2017～2021）、前の 5 年間（2012～2016）に比べて約 4 倍増加したことがわかった。これにより、主要芸能事務所が韓流スターマーケティングを通じてオンラインストア産業にも積極的に参入していることがわかる。

※（2012～2016 年）56 件→（2017～2021 年）203 件

芸能事務所別出願件数（2012～2021）を見ると、国内芸能事務所のうち商標出願件数上位 10 社が出願全体の約 95%を占めていることが明らかになった。

※韓国芸能マネジメント協会会員企業全体の商標出願 9,216 件のうち上位 10 社の出願件 94%（8,701 件）

一方、特許庁は、芸能企画業をはじめ、さまざまな分野の商標データの分析を通じて国内企業に産業動向とグローバルリーディングカンパニーの商標出願情報を提供し、未来有望産業分野の発掘やビジネスモデルの樹立などをサポートする計画である。

特許庁の商標デザイン審査局長は「データが意思決定のコア要素として脚光を浴び、商標データの重要性もますます高まっている」とし、「特許庁はこれからも韓国企業が商標データをビジネスに活用できるよう積極的にサポートする計画だ」と述べた。

その他一般

5-1 衣類ケア家電分野の特許出願、韓国が世界1位

韓国特許庁 (2022. 4. 25.)

LG 電子1位、サムスン電子2位、COWAY3位等、K 新家電が世界市場を主導

- ・最近、新型コロナウイルスの影響で衛生と健康への関心が高まっている中、毎日着る服を衛生的かつ手軽に管理できる衣類ケア家電市場が爆発的に成長し（※）、関連特許出願も活気を帯びている。

※韓国国内の市場規模は294億ウォン（2015年）→3937億ウォン（2020年）と、5年間で13倍増加、海外発売国は3か国（2015年）→20か国（2020年）と、7倍増加（LG電子提供資料）

韓国特許庁は、韓国をはじめとする米国、中国、欧州、日本等の世界5大特許庁（IP5）での衣類ケア家電の特許出願は、韓国国内に初の製品が発売された2011年以来9年間（2011～2019）年平均27%増加したと発表した。

LG電子が初めて衣類ケア家電を発売した当初は、市場で大きく注目されなかった。ところが、家で毎日手軽に服を管理できるという口コミが広がり、PM2.5が深刻な社会問題として台頭することで、衣類ケア家電が大いに人気を集めるようになった。それに伴って国内外の競合他社も市場に本格的に参入した。

特許の面から見ると、初期には年間30件前後で出願されていたが、2015年に87件が出願されてから着実に増え続け、2019年には225件が出願された。2015年から特許出願が大幅に増加しているのは、市場に参入しようとする後発企業と主導権を維持しようとする先発企業ともに特許確保に積極的に乗り出しているためと分析される。

世界5大特許庁（IP5）の国別特許出願の動向を見ると、全出願786件のうち、韓国の出願人が642件（82%）を出願して圧倒的な世界1位であり、中国69件（9%）、欧州46件（6%）の順である。韓国企業は国内出願件の大部分を海外にも出願し、国内出願に対する国外出願の割合（※）が90%に上る。

※国内出願338件のうち国外出願304件

主要多出願企業の技術別出願の動向を見ると、世界1位のLG電子は、衣類ケア家電の内外部構造（キャビネット内外の細部構造）に対する出願が136件、衣類固定手段の構造（ハ

ンガーに振動を与えてほこりを払うムービングハンガーとズボンのタックを取るためのプレッサー) 関連出願が 123 件、エアスチーム供給技術 (スチームと熱風の供給をコントロールするためのエアスチーム供給技術) の出願が 101 件を占め、衣類ケア家電技術全般にわたってしっかりと特許の壁を築いていることがわかった。最近、衣類の汚染度やしわの程度を自動で感知し、最適の衣類ケアコースを実行する知能型衣類ケア技術も 44 件を出願し、情報通信 (IT) 融合・複合特許の確保にも積極的に取り組んでいる。

2 位のサムスン電子は、ハンガーの振動の代わりに強力な風を吹き出してほこりとしわをなくすエアスチーム供給技術に対する出願が 41 件と最も多く、3 位の COWAY は、他の出願人に比べて室内除湿清浄技術と関連して最も多い 8 件を出願した。一方、中国のハイアールは、オゾンを活用した消臭芳香殺菌技術を 31 件出願し、先発企業とは一味違う技術の開発に集中していることを示している。

特許庁の家電製品審査課審査官は「衣類ケア家電のようにイノベティブで新しい家電については、エアフライヤーの事例を教訓とする必要がある。オランダの P 社は、世界で初めてエアフライヤーを開発し発売したが、「airfryer」の商標を独占的に使用できず、競合他社の特許侵害も認められなかった」とし、「韓国企業が衣類ケア家電に次いでシェーブケア家電、植物栽培器、ビール製造マシンなどの K 新家電製品を世界市場に披露するのは、韓国企業のクリエイティブなアイデアが目立つ前向きな現象だ。これに加えて、市場が爆発的に成長した後も優位を保つためには、知的財産権の管理がとても重要だ」と強調した。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話 : +82-2-3210-0195/FAX : +82-2-739-4658、e-mail : kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行 : JETRO ソウル事務所 知的財産チーム